

新潟市旧齋藤家別邸でイベントをお考えのかたへ

このたびは、当館をイベント会場の候補としてお考えいただき、誠にありがとうございます。私どももイベントに参加する皆さんが御満足いただけるよう、お手伝いさせていただきます。

当館は、年間数万人の入場者を迎える観光施設であり、新潟市の貴重な文化財施設です。

イベント主催者のかた（以下、主催者）、イベント参加者のかた（以下、参加者）、一般観覧されるかた（以下、観覧者）とも当館の利用を喜んでいただけるよう、下記の点に御理解をお願いいたします。

1. 貸室利用の申込み

- ・ 利用開始日の3ヶ月前の同日から先着順で受け付けます。（その日が休館日にあたる場合は翌日となります。）
- ・ 複数の方から同時にお申込みがあった場合は抽選をいたします。
- ・ 数日にわたり継続して利用の場合は、利用終了日までの申込みをまとめて受け付けます。
- ・ お申込みには申請書の記入が必要です。申請書には、日程、利用施設、利用目的、附属設備の使用等を記入してください。
- ・ 利用の目的又は内容によっては利用をお断りする場合や、利用内容に制限を設けさせていただく場合があります。
- ・ 使用料は申込み時に前納してください。使用料を納入後「利用許可書」をお渡しします。
- ・ 利用日当日は「利用許可書」または「領収証書」をお持ちください。

※ 開催場所や日程の確認のため、事前の下見をお願いしております。下見は3ヶ月より前でも承っております。

※ 公の行事等でご利用できないことがあります。日程の確認は3ヶ月より前でも承っております。

2. 主な貸出条件

- ・ 当館は観覧料を頂戴し、広く公開をしている文化財施設です。観覧者をお迎えするため、全館貸切はできません。
- ・ 主屋大広間から庭園への眺望を多くの観覧者にご覧いただくため、1階大広間と2階大広間を同時にお貸しすることもできません。
- ・ どの部屋をご利用いただく場合も、廊下等を通る観覧者の支障にならないよう注意していただく必要があります。
- ・ 2階は安全管理上40人までの利用とします。
- ・ 施設内は建物、庭園ともすべて禁煙です。
- ・ 指定された場所以外の場所での火気の使用はできません。

3. 飲食について

飲食は、文化財である建物及び庭園の適切な保存のため指定された場所以外では、原則禁止となっております。

4. 準備・後片付けについて

- ・ 準備、後片付けは主催者の責任で行なってください。
- ・ 終了後の現状復旧は必ず実行してください。
- ・ 事前搬入、事後搬出については、当館のバックヤードが狭いため難しいのですが、御相談に応じます。

5. イベント参加料について

当館は主催者、参加者すべてのかたに観覧料が必要です。イベントの参加料は観覧料を考慮いただき、徴収と納付方法については御相談ください。

6. 物品販売について

物品販売は、原則禁止となっております。

7. 広報について

- ・ 広報は基本的に主催者の責任で行なってください。
- ・ 問い合わせ先は当館とせず、主催者にしてください。お客様から当館へのお問い合わせについては、責任を負いかねます。
- ・ 当館には専用駐車場がございません。公共交通機関で来館するよう記載してください。

8. 最後に

- ・ イベントの内容や準備進行の詳細、御要望については、必ず事前にご相談ください。
- ・ 皆様に気持ちよくお過ごしいただき、文化財を永く保護していくためご理解とご協力をお願いいたします。
- ・ 別途、「新潟市旧齋藤家別邸 利用の手引き」を用意しており、そこに利用料金等を説明しております。必ず御一読ください。（なお、営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料は規定の200%の額になります。）

新潟市旧齋藤家別邸

電話：025-210-8350

(指定管理者：旧齋藤家別邸運営グループ)